

入札説明書等配布一覧表

契約名 [DNA抽出装置修繕]

N o	名 称	部数
1	入札説明書	1 部
2	修繕仕様書（作業員名簿を含む）	1 部
3	入札参加資格確認申請書（別紙2）	1 部
4	役員名簿（別紙3）	1 部
5	入札書（別紙4）	1 部
6	委任状（別紙5）	1 部
7	暴力団排除に関する誓約事項	1 部
8	契約書	1 部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県警察本部

入 札 説 明 書

山形県警察で使用するDNA抽出装置修繕に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 契約担当部局

〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部刑事部刑事企画課 刑事部総括室 科学捜査研究所担当

電話023-626-0110 (内線) 4014

2 修繕品目及び仕様

DNA抽出装置(2台)

(サーモフィッシャーサイエンティフィック社製

AutoMate Express DNA Extraction System

シリアルナンバー: 0911A0054 及び 0912A0144)

修繕仕様書のとおり

3 修繕完了期限

令和9年3月31日(水)

4 修繕場所

山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部科学捜査研究所

5 競争入札参加資格審査

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる事項の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別紙2)

イ 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)資格審査結果通知書の写し

ウ サーモフィッシャーサイエンティフィック社の「代理店証明書」又は「販売店証明書」の写し

エ 役員名簿(別紙3)

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限及び提出先

入札公告の日から令和8年11月4日(水)午後5時00分まで

山形県警察本部刑事部刑事企画課 刑事部総括室

なお、郵便による提出の場合は、書留郵便として提出期限まで必着とする。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

前記(1)の書類を審査し、入札公告に示す資格を満たし得ると判断した者を入札対象として、審査結果通知書を令和8年11月12日（木）までに通知することとし、当該入札参加者の入札書のみを落札決定の対象とする。

6 入札書の提出方法

入札者は、「入札書」（別紙4）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により入札公告6(1)の日時まで提出しなければならない。

(1) 直接提出する場合

ア 入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札〔調達件名〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

イ 代理人入札の場合は、「委任状」（別紙5）を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書を直接提出する場合、事前に契約担当部局に電話連絡の上、入札公告6(2)の場所に入札書を封入した封書を持参すること。

(2) 郵便により提出する場合

入札者又はその代理人が、郵便（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日開札〔調達件名〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、契約担当部局宛に入札書の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。ただし、委任状を同封する場合は、中封筒内には入れないこと。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

当該日時までに到着しなかった場合は棄権とみなす。

7 入札の方法

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙4）による。

(2) 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札金額は総価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせるときは、委任状（別紙5）を作成し提出させること。

(5) 入札者又は入札者の代理人は、本件入札に関する他の入札者の代理を兼ねることは

できない。

(6) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(7) 入札者又はその代理人は、印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

8 入札の辞退

(1) 入札者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 前項の規定により入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（様式は任意）を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 暴力団排除に関する誓約

入札参加者は入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙6）に誓約したものとする。誓約を拒否するときは、入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札書は、無効とする。

ア 本公告に示した競争入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

イ 入札公告6(1)に示した日時までに到着しない入札書

ウ 委任状を提出しない代理人が提出した入札書

エ 記名、押印を欠く入札書

オ 金額を訂正した入札書

カ 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭な入札書

キ 不当な価格のつり上げ、つり下げ及び談合等の背信行為又は連合と認められる入札書及び疑いのある入札書

ク 同一の入札について、2通以上提出された入札書

11 開札

(1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することはできない。また、開札中は特にやむを得ない事情があると契約担当官等が認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

12 再度入札

開札をした場合において、予定価格を下回る入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、再度入札への参加意思がないものとみなす。

13 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込があった他の入札者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

14 契約書等の作成

本契約は、次の事項に留意の上、書面による契約書の作成とする。

- (1) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおりとし、「暴力団排除条項」を付することとする。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額とする。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる者ものとし、端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があった金額とする。

別紙 1

修繕仕様書

1 修繕品目及び数量

DNA抽出装置 2 台

(サーモフィッシャーサイエンティフィック社製

AutoMate Express DNA Extraction System

シリアルナンバー：0911A0054 及び 0912A0144)

2 修繕場所

山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県警察本部刑事部科学捜査研究所

3 修繕内容等

(1) 不具合の状況

いずれの装置も、本体液晶ディスプレイに時刻が正しく表示されない。

(2) 修繕の内容

ア 修繕のための作業従事者を山形県警察本部刑事部科学捜査研究所に派遣し、修繕及び修繕後の動作確認を行う。

イ 各DNA抽出装置の修繕内容は以下のとおり。

- ・ 基板（専用制御ボード）の交換
- ・ 電圧測定
- ・ 正常稼働の確認
- ・ 時刻等の設定入れ込みと保持確認
- ・ 空サンプルによる試運転

4 その他

- (1) 部品交換等により廃材が生じた場合は、受注者が当該廃材を回収すること。
- (2) 受注者は事前に作業員名簿（別記様式 1）を提出すること。
- (3) 作業に際し、施設、物品等に損害を与えないように配慮すること。
- (4) 修繕完了後に、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合は、警察本部の指示又は承認を受けること。

別記様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

受 注 者
住所又は所在地
氏名又は名称

作 業 員 名 簿

DNA抽出装置修繕業務に従事する作業員について、下記のとおり通知します。

記

- 1 作業内容
 DNA抽出装置修繕業務
- 2 作業員氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

入札参加資格確認申請書

令和8年10月22付けで公告のありました下記の入札に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、この申請書及び添付書類については事実と相違なく、落札し契約締結した場合は、入札公告等に従い適正に履行することを誓約します。

記

1 件 名 DNA抽出装置修繕

2 添付書類

- (1) 令和 07・08・09 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写し
- (2) サーモフィッシャーサイエンティフィック社の「代理店証明書」又は「販売店証明書」の写し
- (3) 役員名簿（別紙3）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

暴力団排除に関する誓約事項に同意し、下記のとおり役員名簿を提出します。

記

[illegible]

入札書 令和 年 月 日 支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 殿 ※1 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 印 ※2 (代理人氏名 印) 契約条項及び入札条件を承認し、下記のとおり入札します。 記	
入札件名	DNA抽出装置修繕
※3 入札金額	¥
入札保証金	免除
修繕場所	山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部科学捜査研究所
修繕完了期限	令和9年3月31日(水)

- ※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者氏名」は、必ず記載すること。(代理人が入札する場合であっても記載すること。その場合、押印は不要。)
- ※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、() 欄に記名・押印のうえ入札すること。
- ※3 消費税抜きの金額を記載すること。

委 任 状

令和 年 月 日

契約担当官

山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名



私は を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(使用印鑑)

記

- 1 「DNA抽出装置修繕」の入札に関する一切の件
- 2 委任期間

- ## 2 委任期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

別紙 6

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、山形県警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次のとおり修繕請負契約を締結する。

1 契約事項 DNA抽出装置修繕

2 修繕対象機器及び内容

(1) 対象機器 DNA抽出装置

サーモフィッシャーサイエンティフィック社製

AutoMate Express DNA Extraction System

シリアルナンバー：0911A0054 及び 0912A0144

(2) 修繕内容 修繕仕様書（別紙１）のとおりに従う

3 契 約 金 額 ￥ -

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ -

消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規程に基づき算出した額である。

4 修繕完了期限 令和9年3月31日（水）

5 契 約 保 証 金 免除

（目的）

第1条 受注者は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書に基づき、表記修繕対象機器（以下「機器」という。）が常時最良な状態で稼働できるよう修繕を行い（以下「本件業務」という。）、発注者は、その対価を受注者に支払うものとする。

頭書の契約金額をもって、頭書の履行期限までに頭書の修繕業務を実施し、その結果を発注者に引き渡すものとする。

2 仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（業務遂行上の義務）

第2条 受注者は、修繕業務に従事する者（以下「従事者」という。）に修繕業務の遂行に必要な技術を習得させ、修繕業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第3条 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第4条 受注者は、本契約に基づく修繕業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し修繕業務の実施状況について実地に調査し、

又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、修繕業務の内容を変更し、又は修繕業務を一時中断することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(再委託)

第6条 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、再委託承認申請書（別紙様式2）を再委託開始の10日前までに発注者に提出し、承認を得なければならない。

2 発注者は、受注者から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式2）で受注者に通知するものとする。

3 受注者は、発注者から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約の解除及び違約金)

第7条 発注者は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者に、以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更正手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 発注者が行う本契約の履行確認に際し、受注者若しくはその代理人、使用人等が職務

執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 受注者が、第8条第1項に該当する場合

(4) 受注者が第11条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、受注者が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 受注者は、第2項及び第3項に該当する場合、発注者に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、受注者が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 発注者は、第3項第5号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第8条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第9条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7

項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、受注者が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 受注者は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 受注者が第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。（損害賠償）

第10条 発注者は、本契約に関し、受注者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受注者に対し第7条第4項、第9条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、第7条第1項による解除のため損害を生じた場合は、発注者の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者が受注者の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 発注者は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（暴力団排除）

第11条 暴力団排除に関する条項については、別添「暴力団排除条項」によるものとする。

（事故発生の通知）

第12条 受注者は、修繕業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告等）

第13条 受注者は修繕業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は前項の報告書を受領したときには、速やかにその内容を検査しなければならない

い。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、修繕について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第14条 受注者は、業務完了報告書提出後、発注者による履行確認を受けた後、表記3に規定する契約金額を発注者に請求するものとする。発注者は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を受注者に支払うものとする。ただし、発注者が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。

(契約金額の改定)

第15条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、発注者受注者協議して、その要否を決定するものとする。

(支払遅延利息)

第16条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

- 2 受注者が本件業務の履行を完了する前に、受注者が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、受注者及び丙が発注者に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲

渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、受注者は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
- (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
- (3) 発注者は、債権譲渡後も、受注者との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら受注者と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて、受注者が丙に債権の譲渡を行った場合は、発注者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、発注者がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（保証事項）

第18条 受注者は、本契約に基づいて修繕した物件に対し、その修繕対応日より起算して6箇月以内に同内容の故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修繕をするものとする。ただし、発注者に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

（遅延賠償金）

第19条 受注者は、発注者の指定する履行期限内に修繕を完了することができないと認められるときは、速やかに発注者に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、発注者の指示を受けるものとする。

2 発注者は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、受注者はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第20条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、本契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払を免れるものとする。

（秘密の保持）

第21条 発注者及び受注者は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第6条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 発注者は、受注者の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、受注者にその損害の賠償を請求することができる。

(人権尊重の確保)

第22条 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関する紛争は、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第24条 本契約に関し、発注者受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者協議の上解決するものとする。

(特記事項)

第25条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8-1
支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

受注者

別紙様式 2

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	DNA抽出装置修繕
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認 非承認
承認又は非承認とした理由	

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別添

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに受注者、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 発注者は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 受注者は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。